

諮問日：平成27年11月9日（平成27年度（最情）諮問第7号）

答申日：平成28年2月23日（平成27年度（最情）答申第6号）

件名：後見監督の在り方に関する参考資料の一部開示の判断に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

「「これからの後見監督のあり方」（参考資料）」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、「これからの後見監督の在り方について（参考資料）」と題する文書（以下「本件対象文書」という。）を対象文書として特定し、その一部を不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの本件開示申出文書についての裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が平成27年10月8日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

本件対象文書の不開示部分が本当に行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）5条6号に規定する不開示情報に相当するかどうか不明である。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

最高裁判所事務総長の説明は、理由説明書によれば、以下のとおりである。

1 最高裁判所の考え方

原判断においては、本件対象文書について、法5条6号に規定する不開示情報に相当する情報が含まれていることから、これらの情報が記録されている部分を不開示としたが、当該判断は妥当である。

2 理由

不開示とした箇所には，裁判所が行う後見監督の方針や手法等について具体的な記載がされており，これを公にすることにより，後見監督の実情を分析することが可能となり，裁判所による監督を免れようとする者に利用されることによつて，後見監督事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから，当該記載に係る情報は，法5条6号に規定する不開示情報に相当する情報である。

第5 調査審議の経過

当委員会は，本件諮問について，以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成27年11月9日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同月16日 苦情申出人から意見書及び資料を收受
- ④ 同年12月7日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 平成28年2月5日 最高裁判所の職員（事務総局家庭局第一課長ほか）から口頭説明聴取及び審議
- ⑥ 同月22日 審議

第6 委員会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書の見分の結果及び最高裁判所職員の説明の結果を総合すると，本件対象文書は，「これからの後見監督の在り方について（参考資料）」と題する文書であり，家庭裁判所による後見監督の在り方についての裁判所内部の協議会等における議論や各裁判所の意見などを取りまとめて，最高裁判所事務総局家庭局において作成されたものであると認められる。

最高裁判所事務総長は，本件対象文書の一部について，法5条6号に規定する不開示情報に相当する情報が含まれているとして，取扱要綱記第2の2に基づき，不開示とする原判断を行った。

これに対し、苦情申出人は、本件対象文書に不開示情報が記録されているのか不明であるとして苦情申出をし、最高裁判所事務総長は原判断が妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分の結果及び最高裁判所職員の説明の結果を踏まえ、原判断において不開示とされた部分の不開示情報相当性について検討する。

2 本件不開示部分の不開示情報相当性について

(1) 本件不開示部分について

本件対象文書を見分したところ、本件対象文書のうち、原判断において不開示とされた部分（本件不開示部分という。）は、次のとおりである。

ア 本件不開示部分 1

「第 1 監督区分の見直しについて」のうち見出し冒頭 1 4 文字、本文 1 行目及び表中「区分」との記載を除く部分

イ 本件不開示部分 2

「第 2 親族後見人に対する監督の方法について（初回報告を除く。）」の「1 自主報告方式」の本文冒頭 2 2 文字

ウ 本件不開示部分 3

「第 2 親族後見人に対する監督の方法について（初回報告を除く。）」の「2 具体的な審査方法」と題する部分のうち次の各部分

(ア) (1)の末尾 1 4 文字を除く部分

(イ) (2)のうち、見出し及び 1 行目のそれぞれ冒頭 1 1 文字並びに表中 1 行目、2 行目、6 行目 7 文字目から 1 1 文字目まで、8 行目及び 9 行目

(ウ) (3)の見出しを除く部分

エ 本件不開示部分 4

「第 4 専門職後見監督人を選任した事案における監督方法について」の末尾 2 行

(2) 本件不開示部分 1 について

見分及び口頭説明の結果によれば、本件不開示部分1には、監督対象事件を分類した監督区分に関し、各区分に分類される事案の具体的内容や、区分ごとの監督方法などが記載されていることが認められるところ、これらの具体的内容が公になると、各区分の事案の内容や監督方法等の分析を行って、監督強化のための措置を免れたりする者が出現する可能性や、自己の監督の内容を知って、不正行為やその隠蔽を行う者が出現する可能性があるといえ、その結果、家庭裁判所による不正の兆候等の把握に支障が生じて、後見監督事務の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、本件不開示部分1は、法5条6号に規定する不開示情報に相当し、取扱要綱記第2の2に基づきこれを不開示としたことは、妥当である。

(3) 本件不開示部分2について

見分及び口頭説明の結果によれば、本件不開示部分2には、自主報告方式（後見人から自主的に後見事務報告書等を提出させて監督を実施するもの）を採用する事案に係る具体的な記載がされていることが認められるところ、これが公になると、自らの後見事務についてどのような監督方法が採られるかを知って、不正行為やその隠蔽を行う者が出現する可能性があるといえ、その結果、家庭裁判所による不正の兆候等の把握に支障が生じて、後見監督事務の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、本件不開示部分2は、法5条6号に規定する不開示情報に相当し、取扱要綱記第2の2に基づきこれを不開示としたことは、妥当である。

(4) 本件不開示部分3について

見分及び口頭説明の結果によれば、本件不開示部分3には、具体的な審査の方式（前記2(1)ウ(ア)の部分）、後見人から提出させる資料の具体的内容（同(イ)）、具体的な審査の方法（同(ウ)）が記載されていることが認められるところ、これらが公になると、具体的な監督方法を知って、不正行為やその隠蔽を行う者が出現する可能性があるといえ、その結果、家庭裁判所によ

る不正の兆候等の把握に支障が生じて、後見監督事務の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。なお、後見人から提出させる資料の一部については、原判断において開示する旨の判断がされているが、これらの資料は、標準的な資料として一般に周知されており、例えば東京家庭裁判所のホームページに掲載されている成年後見人等に交付される冊子にも記載されているものであることが確認できるから、これらについては、開示しても支障はないと判断したものと解される。

したがって、本件不開示部分3は、法5条6号に規定する不開示情報に相当し、取扱要綱記第2の2に基づきこれを不開示としたことは、妥当である。

(5) 本件不開示部分4について

見分及び口頭説明の結果によれば、本件不開示部分4には、専門職後見人を選任した事案における具体的な監督方法が記載されていることが認められるところ、これが公になると、その方法を知ったことを利用して、専門職後見監督人が自らの監督に問題があることを隠蔽したり、後見人と後見監督人が示し合わせて不正行為を隠蔽したりする可能性があるといえ、その結果、家庭裁判所による不正の兆候等の把握に支障が生じて、後見監督事務の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、本件不開示部分4は、法5条6号に規定する不開示情報に相当し、取扱要綱記第2の2に基づきこれを不開示としたことは、妥当である。

3 原判断の妥当性について

以上のおりであるから、本件対象文書につき、その一部に法5条6号に規定する不開示情報に相当する情報が記録されているとして、取扱要綱記第2の2に基づき不開示とした原判断については、その不開示とした部分はいずれも同号に規定する不開示情報に相当すると認められるので、妥当であると判断した。

委 員 長 高 橋 滋

委 員 久 保 潔

委 員 門 口 正 人